

中国における商標に関する模倣品への対応策



2020年5月18日

1. 税関保護

知的財産権税関保護とは、税関が法に基づいて知的財産権侵害貨物の輸出入を禁止する措置である。『中華人民共和国知的財産権税関保護条例』（以下『税関保護条例』という）の第二条は、中国税関が保護する知的財産権とは、輸出入の貨物に関して中華人民共和国の法律、行政法規によって保護された商標権、著作権及び著作権に関わる権利、専利権（以下、知的財産権と総称する）であると規定している。

中国税関は知的財産権保護を『職権に基づく保護』と『申請に基づく保護』という二種類の保護方式がある。

（1）職権に基づく保護

職権に基づく保護とは、税関が輸出入貨物の監督・管理の過程において、税関総署に登録されている知的財産権を侵害する疑いがある輸出入貨物に対し、差押や調査、処分を行う措置である。

法律根拠：『中華人民共和国税関の「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」に関する実施弁法』第二十一条により

税関は輸出入貨物に対して監督管理を実施し、輸出入貨物が税関総署に登録された知的財産権に関わり且つ輸出入業者あるいは製造業者が関係する知的財産権を使用する状況が税関総署に登録されていないことを発見した場合、荷受発送人に対し規定期限内に貨物の知的財産権状況を報告し、関連証明書類を提出するよう求めることができる。

荷受発送人が前項規定に沿って貨物の知的財産権状況を報告せず、関連証明書類を提出しない、あるいは税関がその貨物が税関総署に登録されている知的財産権を侵害すると認識する理由がある場合、税関は貨物の通過を中止させ、且つその旨を書面にて知的財産権権利者に通知しなければならない。

【全8頁】

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

- ・ 大阪法務部長 : 八谷 晃典 (大阪本部在籍)
- ・ 東京法務部長 : 石黒 智晴 (東京本部在籍)
- ・ TEL (大阪) : 06 - 6351 - 4384 (代表)
- ・ TEL (東京) : 03 - 3433 - 5810 (代表)
- ・ E-Mail : ipkenzo@harakenzo.com

【免責事項】

- ・ 当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
- ・ 当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。是非ご参照下さい。

- ・ < 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>
 - ・ < 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>
 - ・ < 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>
 - ・ < 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
 - ・ < 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
- ※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。

